

基礎データ項目の解説

分野 L

L 家計

家計は、世帯・家族の生活行動を維持、充実するための基盤的な役割を担う分野として位置づけられる。

この分野の統計データは、

- ① 収入の種類別世帯構成に関する基礎データ
- ② 家計収支並びに家計資産に関する基礎データ
- ③ 経済構成別世帯に関する基礎データ

これらのうち①及び②については、家計調査及び全国消費実態調査により調査されている。

また、③については国勢調査より調査されている。

なお、家計調査は平成12年から農林漁業世帯を含んだデータも提供し、全国消費実態調査は、昭和59年から農林漁業世帯を含んだデータとして提供している。

これらの調査における調査対象世帯及び世帯の区分はそれぞれ次のように定義されている。

〈家計調査〉

1 調査対象

家計調査は施設等の世帯及び学生の単身世帯を除いた全国の世帯について行っている。

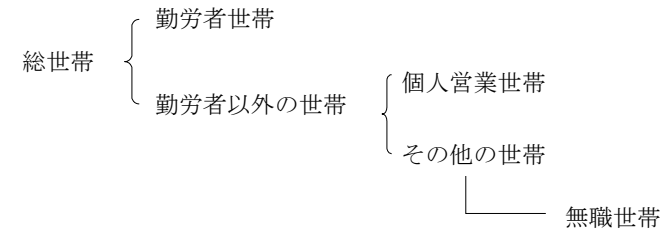
なお、次に挙げる世帯は世帯としての収入と支出を正確に計ることが難しいことなどの理由から、調査を行っていない。

- (1) 学生の単身世帯
- (2) 病院・療養所の入院者、矯正施設の入所者等の世帯
- (3) 料理飲食店、旅館又は下宿屋（寄宿舍を含む。）を営む併用住宅の世帯
- (4) 賄い付きの同居人がいる世帯
- (5) 住み込みの営業使用人が4人以上いる世帯
- (6) 世帯主が長期間（3ヶ月以上）不在の世帯

外国人世帯

2 世帯の区分

家計調査では、家計費に充てるための収入を得ている人を世帯主として、世帯主の職業により、次のように区分している。



「勤労者世帯」とは、世帯主が会社、官公庁、学校、工場、商店などに勤めている世帯をいう。

ただし、世帯主が社長、取締役、理事など会社団体の役員である世帯は「勤労者以外の世帯」に含める。

「勤労者以外の世帯」とは、勤労者世帯以外のすべての世帯をいう。「個人営業世帯」には世帯主が商人、職人、個人経営者、農林漁業従事者の世帯が分類され、「その他の世帯」には世帯主が法人経営者、自由業者、無職などの世帯が分類される。

なお、勤労者以外の世帯（無職世帯を除く。）の収入は、年間収入しか調査されていないので、消費支出及び年間収入の結果数字しか得られない。

〈全国消費実態調査〉

1 調査対象

全国消費実態調査の調査対象は、二人以上の一般世帯と単身世帯である。

ただし、次に挙げる世帯は、不適格世帯として調査対象から除外している。

(1) 二人以上の一般世帯

- ア 料理飲食店又は旅館を営む併用住宅の世帯
- イ 下宿屋又は賄い付の同居人のいる世帯
- ウ 住み込みの雇用者が4人以上いる世帯
- エ 外国人世帯

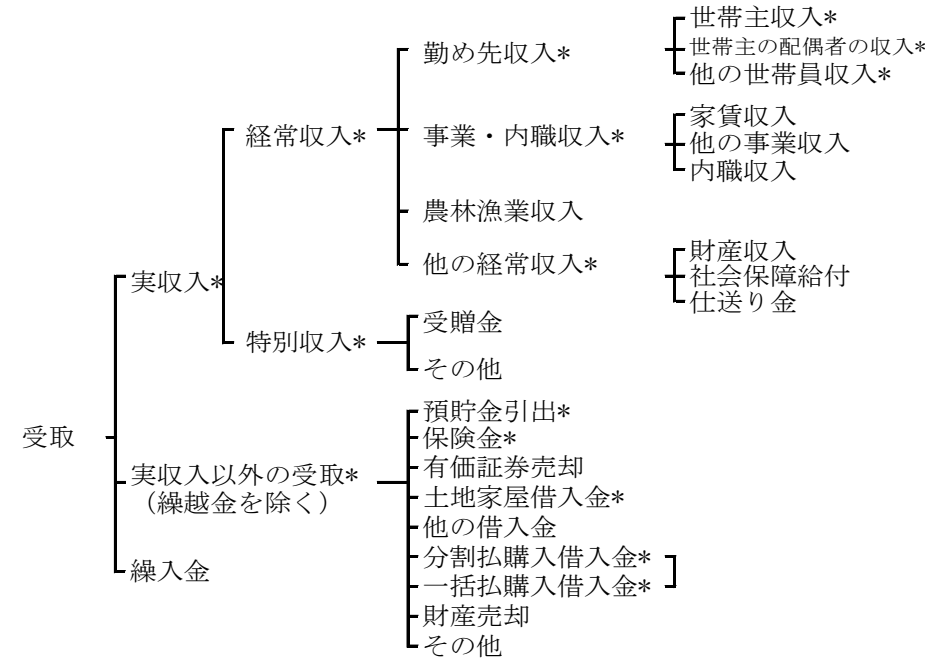
(2) 単身世帯

- ア 15歳未満の者
- イ 二人以上の一般世帯の不適合条件（(1) のア, イ, エ）に該当する者
- ウ 雇用者を同居させている者
- エ 学生
- オ 社会施設及び矯正施設の入所者
- カ 病院及び療養所の入院者

2 世帯の区分……家計調査と同様省略。

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
L31	収入	—	—

定義 家計調査では、勤労者世帯の家計収入を次のように区分している。



「L 家計」の分野では、二人以上の世帯のうち勤労者世帯については、上記区分のうち*印を付した区分の収入を収集対象としている。

なお、個々の収集項目の詳細については、L3110～L3124を参照のこと。

注意事項

- 1 家計調査の家計収入は、勤労者世帯の県庁所在都市別1世帯当たり年平均1か月

間の結果である。

2 家計収入については、この分野では家計調査のほか、全国消費実態調査の収入も収集対象としている。

3 勤労者世帯については、L家計<家計調査>2世帯の区分を参照のこと。

調査名又は報告書名 家計調査

機関名 総務省統計局統計調査部消費統計課

統計調査等の参照番号 2-1-4

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
L3110	実収入 (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)	円	暦年平均
L3111	経常収入 (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)		
L3112	特別収入 (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)		

定義 ここでいう上記各収入とは、家計調査にいう「実収入」、「経常収入」及び「特別収入」をさす。この実収入は、いわゆる税込み収入である。家計の消費行動に大きな影響を与える定期性又は再現性のある収入の「経常収入」と、定期性又は再現性のない「特別収入」とから成る。「経常収入」には、勤め先収入、事業・内職収入、農林漁業収入、他の経常収入が含まれ、「特別収入」には、受贈金、(特別収入の)その他が含まれる(L31を参照)。

注意事項 平成19年までは、二人以上の世帯のうち農林漁家世帯を除く勤労者世帯を収集。平成20年から二人以上の世帯のうち農林漁家世帯を含む勤労者世帯を収集している。

調査名又は報告書名 家計調査

機関名 総務省統計局統計調査部消費統計課

統計調査等の参照番号 2-1-4

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
L311101	勤め先収入 (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)	円	暦年平均
L3111011	世帯主収入 (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)		
L3111012	世帯主の配偶者の収入 (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)		
L3111013	他の世帯員収入 (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)		

定義 ここでいう勤め先収入とは、家計調査にいう「勤め先収入」で、世帯員（世帯主を含む。）が勤め先から報酬として受けた一切の収入をさす。これは、次のように世帯主収入、世帯主の配偶者の収入、他の世帯員収入に区分される。

- 1 世帯主収入とは、世帯主が勤め先（副業を含む。）から得た収入をいい、労働契約又は就業規則などにより毎月決まって支給される基本給や扶養手当、住宅手当、超過勤務手当などの「定期収入」と、その月に限って支給される報奨金、奨励金、昇給差額などの「臨時収入」と、賞与、年末手当などの「賞与」とから成る。
なお、同調査では、家計費に充てるための収入を得ている人を世帯主としている。
- 2 世帯主の配偶者の収入とは、世帯主の配偶者が勤め先から得た定期収入、臨時収入、賞与などのすべての収入をいう。
- 3 他の世帯員収入とは、世帯主及びその配偶者以外の世帯員が勤め先から得た定期収入、臨時収入、賞与などのすべての収入をいう。

注意事項 平成19年までは、二人以上の世帯のうち農林漁家世帯を除く勤労者世帯を収集。平成20年から二人以上の世帯のうち農林漁家世帯を含む勤労者世帯を収集している。

調査名又は報告書名 家計調査

機関名 総務省統計局統計調査部消費統計課

統計調査等の参照番号 2-1-4

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
L311102	事業・内職収入 (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)	千円	暦年平均

定義 ここでいう事業・内職収入とは、家計調査にいう「事業・内職収入」をさす。これは、世帯主を含む世帯員が事業及び内職から得た収入のうち、家計補助のため家計に繰り入れた収入である。土地以外の不動産を賃貸して得た「家賃収入」、原則として事業所を構えて事務を営んで得た「他の事業収入」、原則として事業所を構えずに請け負い契約に基づいて得た「内職収入」とから成る。

注意事項 平成19年までは、二人以上の世帯のうち農林漁家世帯を除く勤労者世帯を収集。平成20年から二人以上の世帯のうち農林漁家世帯を含む勤労者世帯を収集している。

調査名又は報告書名 家計調査

機関名 総務省統計局統計調査部消費統計課

統計調査等の参照番号 2-1-4

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
L311103	他の経常収入 (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)	円	暦年平均

定義 ここでいう他の経常収入とは、家計調査にいう「他の経常収入」をさす。これは、勤め先収入、事業・内職収入及び農林漁業収入以外の経常収入で次に示す財産収入、社会保障給付、仕送り金に分けられる。

- 1 財産収入とは、金融資産、土地及び無形資産(著作権・特許権など)の賃貸によって発生する収入をいう。
- 2 社会保障給付とは、各種の社会保障的性格を有する法律により支給される給付金をいう。
- 3 仕送り金とは、生活費の補助として世帯外の者から継続的に受け取った現金収入をいう。

注意事項 平成19年までは、二人以上の世帯のうち農林漁家世帯を除く勤労者世帯を収集。平成20年から二人以上の世帯のうち農林漁家世帯を含む勤労者世帯を収集している。

調査名又は報告書名 家計調査

機関名 総務省統計局統計調査部消費統計課

統計調査等の参照番号 2-1-4

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
L3120	実収入以外の受取 (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)		
L3121	預貯金引出 (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)		
L3122	保険金 (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)	円	暦年平均
L3123	土地家屋借入金 (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)		
L3124	分割払購入借入金・一括払購入借入金 (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)		

定義 ここでいう実収入以外の受取とは、家計調査にいう「実収入以外の受取(繰越金を除く)」をさす。これは、いわば「見せかけの収入」で、預貯金引出、財産売却、保険金、借入金等手元に現金が入るが、一方で資産の減少、負債の増加を生じるものである。

なお、分割払いや一括払いによる購入の場合もその購入額が負債の増加として、ここに含まれる。

ここでは実収入以外の受取と、その内訳項目のうちの預貯金引出、保険金、土地家屋借入金、分割払購入借入金と一括払購入借入金を収集対象としている。

注意事項 平成19年までは、二人以上の世帯のうち農林漁家世帯を除く勤労者世帯を収集。平成20年から二人以上の世帯のうち農林漁家世帯を含む勤労者世帯を収集している。

調査名又は報告書名 家計調査

機関名 総務省統計局統計調査部消費統計課

統計調査等の参照番号 2-1-4

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
L3130	可処分所得 (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)	円	暦年平均

定義 ここでいう可処分所得とは、家計調査にいう「可処分所得」をさす。これは、実収入から税金や社会保険料（公的年金の保険料や健康保険料）などの非消費支出を差し引いた額で、いわゆる手取り収入である。

注意事項 平成19年までは、二人以上の世帯のうち農林漁家世帯を除く勤労者世帯を収集。平成20年から二人以上の世帯のうち農林漁家世帯を含む勤労者世帯を収集している。

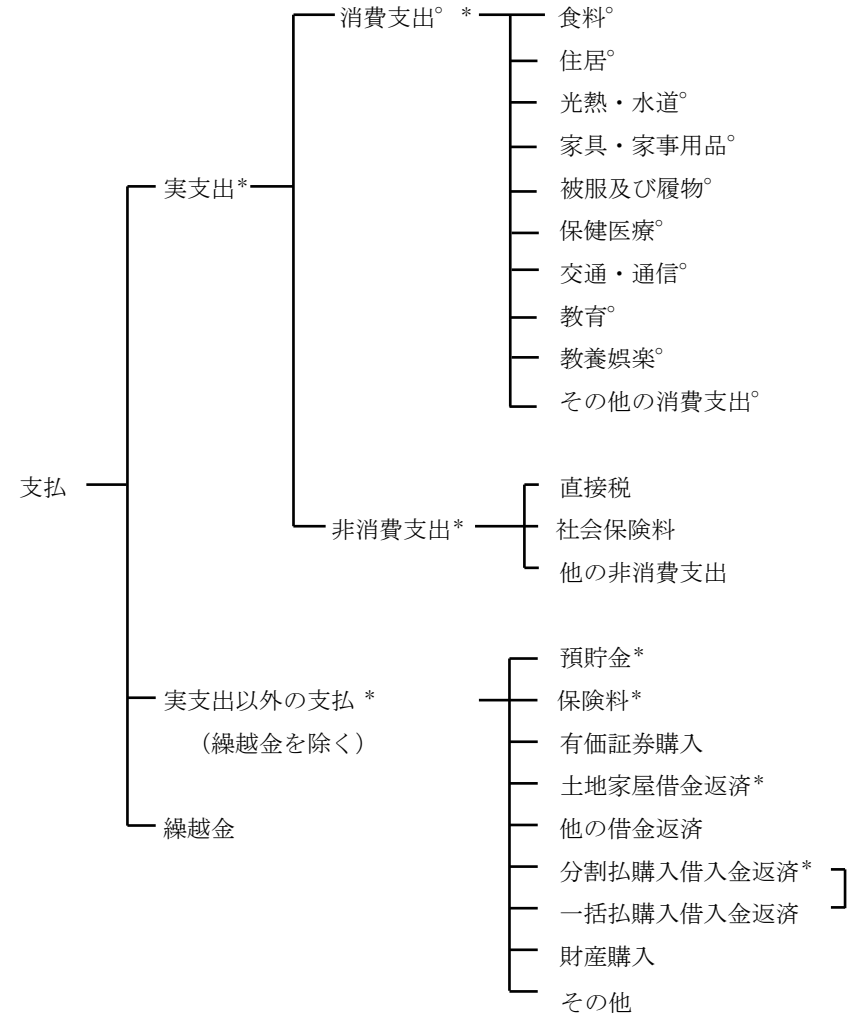
調査名又は報告書名 家計調査

機関名 総務省統計局統計調査部消費統計課

統計調査等の参照番号 2-1-4

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
L32 L3210	支出 実支出 (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)	円	暦年平均

定義 家計調査では、家計支出を次のように区分している。



分割払購入借入金返済，一括払購入借入金返済については，品物の入手時点での現金支出と同時に，借入金を計上し，その後の月々の支払いを借金返済として扱う。

現物（受贈品，自家産）支出は，家計支出には計上されていない。また個人営業世帯の場合，区分できる限り営業部分に関する経費は外すこととしている。

「L家計」の分野では，二人以上の世帯については，上記区分のうち○印を付した各区分の支出を，二人以上の世帯のうち勤労者世帯については，同*印を付した各区分の支出を収集対象としている。

また，この他二人以上の世帯について，教養娯楽用品，書籍・他の印刷物，教養娯楽サービスも収集対象としている。

なお，これらの項目の詳細については，L3211～L321304を参照のこと。

注意事項

- 1 家計調査の家計支出は，県庁所在都市別1世帯当たり年平均1か月間の結果である。
- 2 家計支出については，この分野では家計調査のほか，全国消費実態調査の支出も収集対象としている。
- 3 平成19年までは，二人以上の世帯のうち農林漁家世帯を除く勤労者世帯を収集。平成20年から二人以上の世帯のうち農林漁家世帯を含む勤労者世帯を収集している。

調査名又は報告書名 家計調査

機関名 総務省統計局統計調査部消費統計課

統計調査等の参照番号 2-1-4

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
L3211	消費支出 (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)	円	暦年平均
┆	┆		
L3221	消費支出(二人以上の世帯)		
┆	┆		
L322110	その他の消費支出 (二人以上の世帯)		

定義 ここでいう消費支出とは，家計調査にいう「消費支出」をさす。これは，いわゆる生活費のことで，食料，衣料，電気・ガスなど日常の生活を営むに当たり必要な商品やサービスを購入して実際に支払った額である。世帯の自由にならない非消費支出や，見せかけの支出である実支出以外の支出とは異なる。

消費支出は，次の10大費目に大別される。

(1) 食料

穀類，魚介類，肉類，乳卵類，野菜・海藻，果物，油脂・調味料，菓子類，調理食品，飲料，酒類，外食

(2) 住居

家賃地代，設備修繕・維持（住宅の増改築費は含まれない。）

(3) 光熱・水道

電気代，ガス代，他の光熱，上下水道料

(4) 家具・家事用品

家庭用耐久財（教養娯楽用耐久財は含まれない。），室内装備・装飾品，寝具類，家事雑貨，家事用消耗品，家事サービス（家事使用人給料，清掃代など）

(5) 被服及び履物

和服，洋服，シャツ・セーター類，下着類，生地・糸類，他の被服，履物類被服関連サービス

(6) 保健医療

医薬品，健康保持用摂取品，保健医療用品・器具，保健医療サービス（理・美

容費は含まれない。)

(7) 交通・通信

交通, 自動車等関係費, 通信

(8) 教育

授業料等, 教科書・学習参考教材, 補習教育

(9) 教養娯楽

教養娯楽用耐久財, 教養娯楽用品, 書籍・他の印刷物, 教養娯楽サービス

(10) その他の消費支出

諸雑費, こづかい(使途不明), 交際費, 仕送り金

ここでは, 二人以上の世帯と二人以上の世帯のうち勤労者世帯別に上記の消費支出及び10大費目別支出額を収集対象としている。

なお, 10大費目の中の教養娯楽は, その内訳項目である書籍・他の印刷物, 教養娯楽サービスについても収集対象としている。

注意事項 消費支出及び10大費目は, 次に示す方法によって算出された「用途分類」と「品目分類」の結果があるが, ここでは「用途分類」の結果を用いている。

1 「用途分類」と「品目分類」

「用途分類」とは, 世帯で購入した商品を, その世帯で使うか, それとも他の世帯に贈るかという使用目的によって分類する。

「品目分類」とは, 用途にかかわらず同じ商品は同じ項目に分類する。

2 「用途分類」

家計調査でいう「用途分類」は, 購入した商品及びサービスの用途に従って分類する方法である。商品やサービスを, まず世帯内で使うか, 世帯外の人のために使うかによって大別し, 世帯内で使う分については, 「品目分類」によって分類する。世帯外の人のために使う用途としては, 贈答用, 接待用, 仕送り用, 寄付用, 謝礼用などがあるが, 用途分類では贈答用と接待用の商品及びサービスだけを取り上げて「交際費」としてまとめ, 仕送り用, 寄附用, 謝礼用などの商品及びサービスは世帯内で使う分に合わせて分類される。

なお, 購入した商品又はサービスを世帯内で使うか, 世帯外の人のために使うかの区別は購入時で決め, その後の変更は考慮しない。

3 「品目分類」と「用途分類」の差異

家計調査の品目分類と用途分類の差異について例を挙げると, 贈答用として購入した菓子は, 品目分類ではその用途にかかわらず「食料」の中に分類されるが, 用途分類では贈答用として「交際費」の中に分類されている。したがって, いずれの分類によっても家計支出の総額は変わらず, 品目分類と用途分類との差異は家計支出の内訳の交際費に関する部分のみとなり, 品目分類による各中分類の支出金額からそれぞれに該当する用途分類の各中分類の支出金額を差し引いた差額は交際用に使用された分であって, その合計は用途分類の「交際費」に一致する。

調査名又は報告書名 家計調査

機関名 総務省統計局統計調査部消費統計課

統計調査等の参照番号 2-1-4

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
L321301	預貯金 (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)	円	暦年平均
L321302	保険料 (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)		
L321303	土地家屋借金返済 (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)		
L321304	分割払購入借入金返済・一括払 購入借入金返済 (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)		

定義 ここでは、実支出以外の支払の内訳項目である預貯金、保険掛金、土地家屋借金返済、分割払購入借入金返済・一括払購入借入金返済を収集対象としている。

注意事項 平成19年までは、二人以上の世帯のうち農林漁家世帯を除く勤労者世帯を収集。平成20年から二人以上の世帯のうち農林漁家世帯を含む勤労者世帯を収集している。

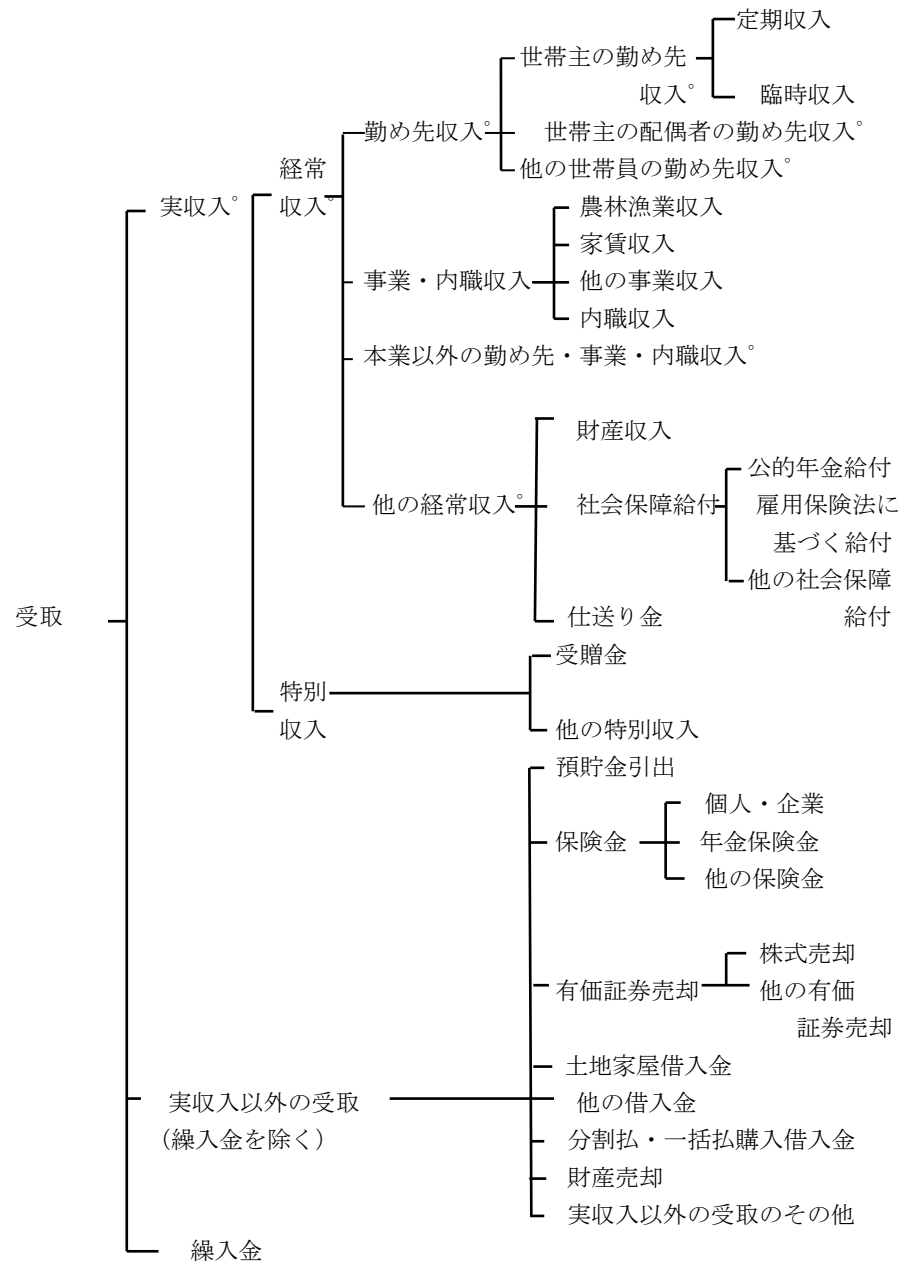
調査名又は報告書名 家計調査

機関名 総務省統計局統計調査部消費統計課

統計調査等の参照番号 2-1-4

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
L41	収入	—	—

定義 全国消費実態調査では、勤労者世帯の家計収入を次のように区分している。



「L 家計」の分野では、勤労者世帯の収入については、家計調査と共に全国消費実態調査からも上記区分のうち○印を付した各区分の収入を収集対象としている。

なお、この各項目の詳細については、L4110～L4130を参照のこと。

注意事項 全国消費実態調査の家計収入は、「二人以上の世帯」にあつては9月1日から11月30日までの3か月間の1世帯当たり月平均の収入額、「単身世帯」にあつては10月及び11月の2か月間の1世帯当たり月平均の収入額である。

ここでは「二人以上の世帯のうちの勤労者世帯」の家計収入のみを収集対象としている。

調査名又は報告書名 全国消費実態調査

機関名 総務省統計局統計調査部消費統計課

統計調査等の参照番号 2-1-6

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
L4110	実収入 (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)	円	3か月平均
L4111	経常収入 (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)		

定義 ここでいう上記各収入とは、全国消費実態調査にいう「実収入」及び「経常収入」をさす。この実収入はいわゆる税込み収入で、定期性又は再現性のある収入の「経常収入」と定期性又は再現性のない「特別収入」とから成り、経常収入には、「勤め先収入」「事業・内職収入」「本業以外の勤め先・事業・内職収入」及び「他の経常収入」が含まれる。(L41を参照)

調査名又は報告書名 全国消費実態調査

機関名 総務省統計局統計調査部消費統計課

統計調査等の参照番号 2-1-6

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
L411101	勤め先収入 (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)	円	3か月平均
L4111011	世帯主の勤め先収入 (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)		
L4111012	世帯主の配偶者の勤め先収入 (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)		
L4111013	他の世帯員の勤め先収入 (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)		

定義 ここでいう勤め先収入とは、全国消費実態調査にいう「勤め先収入」をさす。これは、世帯主を含む世帯員が勤め先から報酬として受けた諸手当を含む一切の収入である。

ただし、勤め先で行っている互助会の規約又は社会保障制度により受けたものは、ここには含まれない。

この勤め先収入は、次に示す世帯主の勤め先収入、世帯主の配偶者の勤め先収入、他の世帯員の勤め先収入に分けられる。

- 1 世帯主の勤め先収入とは、世帯主が勤め先から得た収入をいい、労働契約、就業規則、団体協約などによりあらかじめ定められている支給条件、算出方法によって基本的に毎月決まって支給される基本給や扶養手当、住宅手当、超過勤務手当などの「定期収入」と、その月に限って支給される奨励金、報奨金、賞与などの「臨時収入」とから成る。
なお、同調査では、名目上の世帯主ではなく、その世帯の家計の主たる収入を得ている人を世帯主としている。
- 2 世帯主の配偶者の勤め先収入とは、世帯主の配偶者が勤め先から得た定期収入、臨時収入、賞与などの収入をいう。
- 3 他の世帯員の勤め先収入とは、世帯主及びその配偶者以外の世帯員が勤め先から得た定期収入、臨時収入、賞与などの収入をいう。

調査名又は報告書名 全国消費実態調査

機関名 総務省統計局統計調査部消費統計課

統計調査等の参照番号 2-1-6

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
L411102	本業以外の勤め先・事業・内職収入 (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)	円	3か月平均

定義 ここでいう本業以外の勤め先・事業・内職収入とは、全国消費実態調査にいう「本業以外の勤め先・事業・内職収入」をさす。これは、世帯主を含む世帯員全員が本業以外の勤め先・事業・内職によって得た収入をいう。

調査名又は報告書名 全国消費実態調査

機関名 総務省統計局統計調査部消費統計課

統計調査等の参照番号 2-1-6

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
L411103	他の経常収入 (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)	円	3か月平均

定義 ここでいう他の経常収入とは、全国消費実態調査にいう「他の経常収入」をさす。これは、勤め先収入、事業・内職収入及び本業以外の勤め先・事業・内職収入以外の経常収入で、財産収入、社会保障給付、仕送り金に分けられる。

調査名又は報告書名 全国消費実態調査

機関名 総務省統計局統計調査部消費統計課

統計調査等の参照番号 2-1-6

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
L4130	可処分所得 (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)	円	3か月平均

定義 ここでいう可処分所得とは、全国消費実態調査にいう「可処分所得」をさす。これは、実収入から税金や社会保険料（公的年金の保険料や健康保険料）などの非消費支出を差し引いた額で、いわゆる手取り収入である。

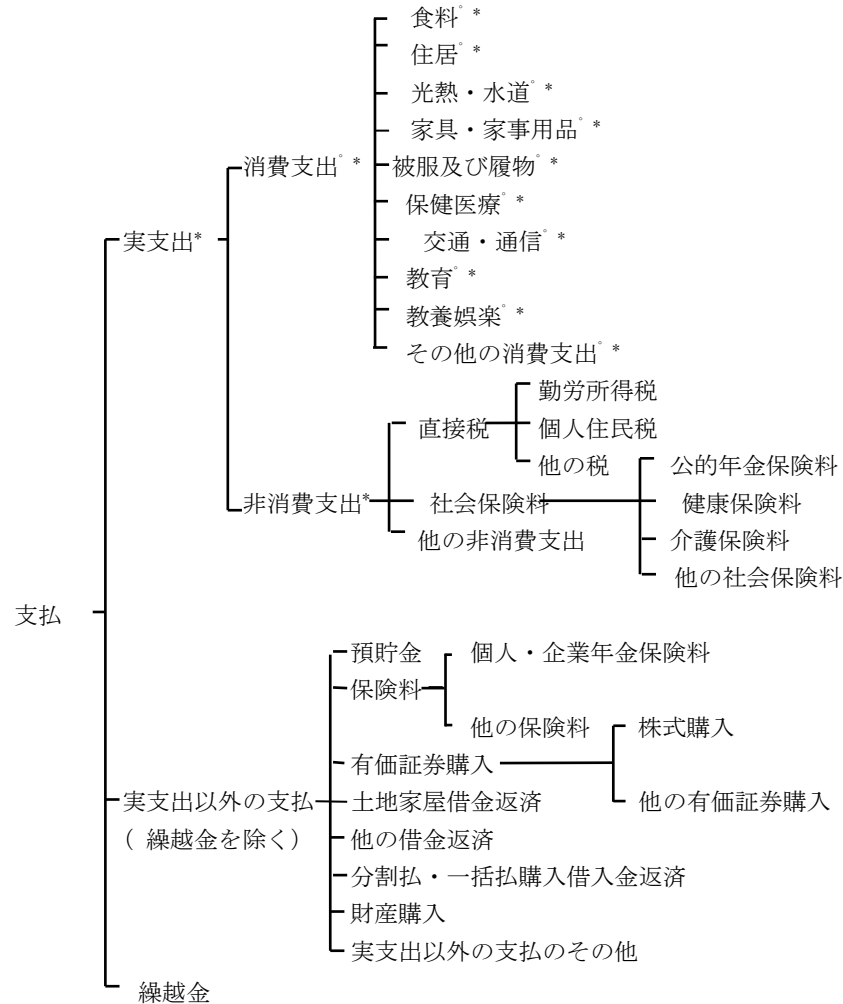
調査名又は報告書名 全国消費実態調査

機関名 総務省統計局統計調査部消費統計課

統計調査等の参照番号 2-1-6

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
L42	支出		
L4210	実支出 (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)	円	3か月平均

定義 全国消費実態調査では、家計支出を次のように区分している。



「L 家計」の分野では家計調査と共に、全国消費実態調査からも世帯の支出を収集している。すなわち、二人以上の世帯と二人以上の世帯のうち勤労者世帯については上記各区分のうち○印を付した区分の支出を、二人以上の世帯のうち勤労者世帯については、同*印を付した区分の支出を収集対象としている。

また、この他二人以上の世帯と二人以上の世帯のうち勤労者世帯については、教養娯楽サービス、教育関係費、教養娯楽関係費も収集対象としている。

なお、これらの項目の詳細については、L4211～L4212を参照のこと。

注意事項 全国消費実態調査の家計支出は、二人以上の世帯にあつては9月1日から11月30日までの3か月間の1世帯当たり月平均の支出額、単身世帯にあつては10月及び11月の2か月間の1世帯当たり月平均の支出額である。

ここでは二人以上の世帯の家計支出のみを収集対象としている。

調査名又は報告書名 全国消費実態調査

機関名 総務省統計局統計調査部消費統計課

統計調査等の参照番号 2-1-6

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
L4201	消費支出（二人以上の世帯）	円	3か月平均
┆	┆		
L420110	その他の消費支出（二人以上の世帯）		
L4211	消費支出		
┆	（二人以上の世帯のうち勤労者世帯）		
┆	┆		
L421110	その他の消費支出		
	（二人以上の世帯のうち勤労者世帯）		

定義 ここでいう消費支出とは、全国消費実態調査にいう「消費支出」をさす。これは、いわゆる生活費のことで、食料、衣料、電気・ガスなど日常の生活を営むに当たり必要な商品やサービスを購入して支払った額である。

消費支出は、次の10大費目に区分される。

- (1) 食料
穀類、魚介類、肉類、乳卵類、野菜・海藻、果物、油脂・調味料、菓子類、調理食品、飲料、酒類、外食、賄い費
- (2) 住居
家賃・地代、設備修繕・維持
- (3) 光熱・水道
電気代、ガス代、他の光熱、上下水道料
- (4) 家具・家事用品
家庭用耐久財、室内装備・装飾品、寝具類、家事雑貨、家事用消耗品、家事サービス
- (5) 被服及び履物
和服、洋服、シャツ・セーター類、下着類、生地・糸類、他の被服、履物類、被服関連サービス
- (6) 保健医療
医薬品、保健保持用摂取品、保健医療用品・器具、保健医療サービス
- (7) 交通・通信
交通、自動車等関係費、通信

- (8) 教育
授業料等、教科書・学習参考教材、補習教育
 - (9) 教養娯楽
教養娯楽用耐久財、教養娯楽用品、書籍・他の印刷物、教養娯楽サービス
 - (10) その他の消費支出
諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費
- ここでは、全消費支出及び上記の10大費目別支出を収集対象としている。
なお、10大費目の中の教養娯楽については、その内訳項目のうち教養娯楽サービスも収集対象としている。

注意事項 消費支出及び10大費目は、次に示す方法によって算出された品目分類と用途分類の結果があるが、ここでは用途分類の結果を用いている。

・品目分類と用途分類について

品目分類は、世帯が購入したものを、同一商品は同一項目に分類する方法で、用途分類は、世帯が購入したもののうち、世帯外の人のために贈答又は接待を目的として購入したのものについては「交際費」として分類し、その他のものについては、品目分類で分類する方法である。

例えば、菓子を贈答用に購入した場合、品目分類では、「食料」のうちの「菓子類」に分類されるが、用途分類では、「その他の消費支出」のうちの「交際費」に分類される。このように用途分類では、交際費として支出した品目を「交際費」に組み替えて集計しているため、品目分類と用途分類の各項目の結果のくい違いは、交際費として支出した分のみ生じており、消費支出の合計は、両分類で一致する。

参考事項 消費支出の区分については、昭和59年全国消費実態調査から、5大費目分類が10大費目分類に改正された。

調査名又は報告書名 全国消費実態調査

機関名 総務省統計局統計調査部消費統計課

統計調査等の参照番号 2-1-6

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
L420121	教育関係費（二人以上の世帯）	円	3か月平均
L420122	教養娯楽関係費（二人以上の世帯）		
L421121	教育関係費 （二人以上の世帯のうち勤労者世帯）		
L421122	教養娯楽関係費 （二人以上の世帯のうち勤労者世帯）		

定義 ここでいう上記各関係費は、全国消費実態調査にいう「教養娯楽関係」及び「教育関係費」をさし、次に掲げる経費を編成したものである。

(1) 教養娯楽関係費

いわゆるレジャー関係費をとらえる目的で集計したもので、教養娯楽のほかに、交通・通信の中の鉄道運賃、バス代、航空運賃などを品目分類により再集計したものである。

なお、昭和44年、49年の調査では、外食費の中のレジャー外食、喫茶外食等を含めていた。

(2) 教育関係費

教育費のほか、食料の中の学校給食、被服及び履物の中の学校制服、交通・通信の中の通学定期代など教育に直接的・間接的に必要とされる経費を品目分類により再集計したものである。

調査名又は報告書名 全国消費実態調査

機関名 総務省統計局統計調査部消費統計課

統計調査等の参照番号 2-1-6

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
L4212	非消費支出 （二人以上の世帯のうち勤労者世帯）	円	3か月平均

定義 ここでいう非消費支出とは、全国消費実態調査にいう「非消費支出」をさす。これは、所得税、住民税、固定資産税などの税金や公的年金保険料、健康保険料などの社会保険料の掛金、借金の利子、交通反則金、弁償金、各種の滞納金支払いなどから成る。

注意事項 全国消費実態調査では、非消費支出は（二人以上の世帯のうち勤労者世帯）のみ結果表章している。

調査名又は報告書名 全国消費実態調査

機関名 総務省統計局統計調査部消費統計課

統計調査等の参照番号 2-1-6

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
L430101	貯蓄現在高（二人以上の世帯）		
L430201	貯蓄現在高 （二人以上の世帯のうち勤労者世帯）	千円	11月30日

定義 貯蓄現在高とは、全国消費実態調査にいう「貯蓄現在高」をさす。これは、郵便貯金銀行、郵便貯金・簡易生命保険管理機構（旧日本郵政公社）、銀行、その他の金融機関への預貯金、生命保険・積立型損害保険の掛金、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金等のその他の貯蓄の合計をいう。

なお、貯蓄は世帯主及びその家族の分、個人営業のための分も含まれる。

注意事項 貯蓄現在高は、全国消費実態調査結果の「貯蓄・負債編」のデータを収集している。

調査名又は報告書名 全国消費実態調査

機関名 総務省統計局統計調査部消費統計課

統計調査等の参照番号 2-1-6

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
L430102	預貯金（通貨性＋定期性） （二人以上の世帯）		
L430202	預貯金（通貨性＋定期性） （二人以上の世帯のうち勤労者世帯）	千円	11月30日

定義 預貯金とは、全国消費実態調査にいう「預貯金」をさす。これは、次のように郵便貯金銀行に預け入れる貯金と、銀行などに預け入れる預金とに分けられ、さらにこれらは出し入れの自由な「通貨性の預貯金」と一定期間預け入れる「定期性の預貯金」とに分けられる。

なお、ここでは社内預金（会社と社員との協定に基づく預金制度による会社への預金）、勤め先の共済組合、互助会などへの預貯金は含まれない。

また、現金のまま保有しているタンス預金又は知人等への貸金もここには含まれない。

	郵便貯金銀行	銀行など
通貨性	出し入れの自由な通常預金	機関の定めがなく、出し入れ自由なもの 普通預金、当座預金、通知預金 納税準備預金など
定期性	1か月以上の一定期間預け入れておくもの 定額郵便貯金、定期郵便貯金、積立郵便貯金、教育積立郵便貯金、住宅積立郵便貯金など	1か月以上の一定期間預け入れておくもの 定期預金、積立定期預金、定期積金など

注意事項 預貯金は、全国消費実態調査結果の「貯蓄・負債編」のデータを収集している。

調査名又は報告書名 全国消費実態調査

機関名 総務省統計局統計調査部消費統計課

統計調査等の参照番号 2-1-6

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
L430103	生命保険など（二人以上の世帯）		
L430203	生命保険など （二人以上の世帯のうち勤労者世帯）	千円	11月30日

定義 生命保険などとは、全国消費実態調査にいう「生命保険など」をさす。これは、生命保険会社の普通養老保険、こども保険、個人年金保険など及び農業協同組合のこども共済、養老生命共済などの払込総額、火災保険、傷害保険のうち、満期時に満期返戻金が支払われる長期総合保険、積立生活総合保険などの払込総額、郵便貯金・簡易生命保険管理機構で取扱っている養老保険、終身年金保険、夫婦保険などの払込総額である。

なお、掛け捨ての保険はここには含まれない。

注意事項 生命保険は、全国消費実態調査結果の「貯蓄・負債編」のデータを収集している。

調査名又は報告書名 全国消費実態調査

機関名 総務省統計局統計調査部消費統計課

統計調査等の参照番号 2-1-6

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
L430104	有価証券（二人以上の世帯）		
L430204	有価証券 （二人以上の世帯のうち勤労者世帯）	千円	11月30日

定義 有価証券とは、全国消費実態調査にいう「有価証券」をさす。これは、信託銀行に信託して運用する貸付信託、金銭信託、各種債券（国債、地方債、政府保証債、金融債、など）、公社債投資信託、株式、株式投資信託（時価評価）を合計したものである。

なお、学校債及び農地被買収者国庫債は、ここには含まれない。

注意事項 有価証券は、全国消費実態調査結果の「貯蓄・負債編」のデータを収集している。

調査名又は報告書名 全国消費実態調査

機関名 総務省統計局統計調査部消費統計課

統計調査等の参照番号 2-1-6

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
L440101	負債現在高（二人以上の世帯）	千円	11月30日
L440102	住宅・土地のための負債 （二人以上の世帯）		
L440201	負債現在高 （二人以上の世帯のうち勤労者世帯）		
L440202	住宅・土地のための負債 （二人以上の世帯のうち勤労者世帯）		

定義 負債現在高とは、全国消費実態調査にいう「負債現在高」をさす。これは、郵便貯金銀行、郵便貯金・簡易生命保険管理機構、銀行、生命保険会社、住宅金融支援機構などの金融機関からの借入金のほか、勤め先の会社・共済組合、親戚・知人からの借入金及び月賦・年賦の残高など金融機関外からの借入金の合計をいう。

同調査ではこれらの借入金を借入内容によって、次のように区分している。

(1) 住宅・土地のための負債

住宅を購入、建築あるいは増改築したり、土地を購入するために借り入れた場合又は割賦で住宅・土地の購入代金を支払っている場合の未払残高

(2) 住宅・土地以外の負債

生活に必要な資金、個人事業に必要な開業資金、運転資金などを借り入れた場合の未払残高

(3) 月賦・年賦

乗用車や衣類などを月賦・年賦（分割払い）で購入した場合の未払残高

注意事項 負債現在高及び住宅・土地のための負債は、全国消費実態調査結果の「貯蓄・負債編」のデータを収集している。

調査名又は報告書名 全国消費実態調査

機関名 総務省統計局統計調査部消費統計課

統計調査等の参照番号 2-1-6

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
L4601	年間収入のジニ係数 （二人以上の世帯）	—	—
L4602	年間収入のジニ係数 （二人以上の世帯のうち勤労者世帯）		
L4603	貯蓄現在高のジニ係数 （二人以上の世帯）		
L4604	貯蓄現在高のジニ係数 （二人以上の世帯のうち勤労者世帯）		

定義 ジニ係数とは分布の集中度あるいは不平等度を表す係数で、0に近づくほど平等、1に近づくほど不平等となる。全国消費実態調査では地域別年間収入、地域、資産の種類別資産額及び世帯属性別年間収入のジニ係数があるが、ここでは年間収入と貯蓄現在高について収集している。

調査名又は報告書名 全国消費実態調査

機関名 総務省統計局統計調査部消費統計課

統計調査等の参照番号 2-1-6

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
L51	耐久消費財所有数量（二人以上の世帯）	－	10月31日

定義 耐久消費財所有数量とは、全国消費実態調査にいう「主要耐久消費財の所有数量」をさす。同調査では10月31日現在調査世帯が所有している次に掲げる耐久消費財を調査している。

なお、家計用と営業用に使用しているもののうち主に営業用に使っているもの、よそから借りているものや預かっているもの、12月購入予定分のは除かれる。一方、11月現在購入契約済みで現品が手元に届いていないもの及びよそからもらったものは含まれる。

注意事項 L5109 耐久消費財所有数量（オートバイ・スクーター）については、2009年まで項目名はL5109 耐久消費財所有数量（自動二輪車）だが、名称のみの変更で数値の内容についての相違は無い。

設備器具	システムキッチン
	太陽熱温水器
	洗髪洗面化粧台
	温水洗浄便座
	床暖房
	太陽光発電システム
	高効率給湯器
	家庭用コージェネレーションシステム
	家庭用エネルギー管理システム
家庭用耐久財	電子レンジ(電子オーブンレンジを含む)
	自動炊飯器(遠赤釜・IH型)
	冷蔵庫
	電気掃除機
	洗濯機
	IHクッキングヒーター
	食器洗い機
	ホームベーカリー
冷暖房・空調用器具	ルームエアコン
	空気清浄機
一般家具	たんす(作り付けを除く)
	食堂セット(食卓と椅子のセット)
	食器戸棚(作り付けを除く)
	サイドボード・リビングボード
	鏡台(ドレッサー)
室内装備・装飾品	LED照明器具(電球・蛍光灯を除く)
寝具類	ベッド・ソファベッド(作り付けを除く)

自動車等	自動車（国産（ハイブリッド・電気自動車））
	（輸入（ハイブリッド・電気自動車））
	オートバイ・スクーター
自転車	電動アシスト自転車
自動車等関連用品	カーナビゲーションシステム
通信機器	スマートフォン
	携帯電話（PHSを含み，スマートフォンを除く）
教養娯楽用耐久財	テレビ
	ビデオレコーダー（DVD・ブルーレイを含む）
	ホームシアター（プロジェクター，スクリーン，スピーカーのセット）
	パソコン（デスクトップ型）
	パソコン（ノート型（モバイル・ネットブックを含む））
	タブレット端末
	カメラ
	ビデオカメラ
	ピアノ・電子ピアノ
	書斎・学習用机（ライティングデスクを含む）

調査名又は報告書名 全国消費実態調査

機関名 総務省統計局統計調査部消費統計課

統計調査等の参照番号 2-1-6